

監査結果について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象 建設部
都市計画課、都市整備課、公園緑地課、施設整備課

令和7年12月19日

別府市監査委員 姫野 綾

同 市原 隆生

同 藤野 博

監 査 報 告 書

監査委員は、別府市監査基準（令和2年監査委員告示第2号）に準拠し、本監査を実施した。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査及び同条第2項に規定する行政監査

2 監査の対象

建設部各課（都市計画課、都市整備課、公園緑地課、施設整備課）の原則として令和6年度の事務事業を対象としたが、必要に応じ過年度も対象とした。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、事務及び事業が法令に基づいて適正に、かつ、次に掲げる事項に沿って行われているかに留意するものとした。

- (1) 住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる。
- (2) 常に組織及び運営の合理化に努める。

なお、財務事務執行については、内部チェック機能の整備運用状況及び過去の監査において指摘が多くリスクが高い「現金取扱事務」、「契約事務」及び「財産管理事務」等に重点を置くものとした。

4 監査の主な実施内容

監査に当たり、建設部長以下幹部職員に、事務概要、執行状況等の説明を求め、次の内容で実施した。

- (1) 建設部の担当事務、職員の状況、当該年度の重点事業等の資料を基に、上記3の観点から監査重点項目を次のとおり決定した。

重 点 監 査 項 目		
共 通 項 目	現金取扱事務	現金の出納及び保管について
	支出事務	旅費及び費用弁償について
	契約事務	委託契約について
	財産管理事務	備品の管理について
		切手その他金券類の管理について

共通項目	財産管理事務	公有財産の管理について
		公印の管理について
		庁用自動車の運行管理及び安全対策について
個別項目	都市計画課	特定建築物耐震化促進事業補助金について
		各種補助金について
	都市整備課	道路橋りょう及び普通河川の占用料について
		令和7年度 富士見通線外1線照明施設改修工事について
	公園緑地課	公園愛護会について
		公園使用料について
		令和7年度 別府公園東駐車場北東口整備工事について
	施設整備課	住宅使用料の決定及び減免について
		公有財産の貸付け及び減免について
		野口原住宅A棟昇降機改修工事について

(2) 監査委員及び事務局職員により、重点監査項目に関する財務証票その他関係書類等の確認を行うとともに、事務執行過程における状況について、建設部各課担当者へのヒアリングを実施した。

また、証拠として関係書類を複写保存し、精査を行った。

(3) 監査委員全員により、項目ごとに、監査途中における問題点やリスクの評価等について意見交換を行うとともに、重要な点において、別府市監査基準第15条に定める事項が認められるか協議した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員室、監査事務局事務室、各課事務室等

(2) 実施日程 令和7年10月17日から令和7年12月19日まで

6 監査の結果

別府市監査基準に基づき、重要な点において上記1から5に掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、おおむね適正に処理されていたが、次のとおり一部には是正又は改善等を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

(1) 共通項目

庁用自動車の運行管理及び安全対策について（公園緑地課）

南立石緑化植物園みどりの相談所において、道路交通法で定める安全運転管理者を選任していなかった。

道路交通法及び同施行規則が規定する「使用の本拠」とは、自動車の使用者が自動車を使用して活動する部局（各課）ごとの活動拠点を指すものであり、5台以上の自動車を使用する場合は安全運転管理者を選任することとされている。

関係法令を順守し、適正な執行に努められたい。

(2) 個別項目

道路橋りょう及び普通河川の占用料について（都市整備課）

道路橋りょう及び普通河川の占用料の滞納者等に対する督促、催告や訪問は適時・適切に実施していたが、財産調査（質問・検査及び捜索）並びに差押えは実施していなかった。

納期内に納付した他の納付者との公平性の観点から、法令等の規定に基づき適正に事務処理されたい。

各種補助金について（都市計画課）

別府市木造住宅耐震化促進事業補助金交付事務において、交付要綱第3条第2項により「暴力団関係者は、補助金の交付を受けることができない。」と規定されているが、この要件確認が十分に行われていなかった。

また、補助金事業において、国や県から発出される交付決定通知、変更交付決定通知、額の確定通知について、別府市文書管理規程第16条、第17条及び第22条の規定による事務処理がなされていなかった。

関係法令等の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

最後に、監査の結果に基づき措置を講じる際には、リスク管理に注意し実効性のあるものとなるよう考慮されたい。